

●スポーツに関する事務の所管に関する他市の状況について（平成30年4月1日現在）

中核市（53市）

1 市長部局で所管（36市【67.9%】）

(1) 地教行法に基づく特例条例を制定する方式（27市）

旭川・八戸・盛岡・秋田・郡山・いわき・高崎・川越・横須賀(H29～)・富山・金沢・長野・豊橋(H29～)・大津・豊中・姫路・西宮・奈良・和歌山(H30～)・倉敷・呉・福山・下関・高松・松山・長崎・大分(H29～)

(2) （1）の特例条例の制定に代えて、行政組織条例（地方自治法第158条第1項の規定に基づく条例）を改正する方式（6市）

青森(H30～)・前橋・高槻・明石・松江(H30～)・宮崎

(3) 地方自治法に基づき、市長部局の職員に教育委員会の事務（スポーツに関する事務）を補助執行させる方式（3市）

岡崎・豊田・久留米

2 教育委員会で所管（17市【32.1%】）

函館・福島・宇都宮・川口・越谷・船橋・八王子・岐阜・枚方・八尾・東大阪・尼崎・鳥取・高知・佐世保・鹿児島・那覇

千葉県内の各市（36市）のうち人口10万人以上の市（15市）

1 市長部局で所管（7市【46.7%】）

千葉・市川・市原(H30～)・八千代・佐倉・木更津・成田(H29～)・鴨川(H29～)

2 教育委員会で所管（8市【53.3%】）

船橋・松戸・流山・習志野・浦安・野田・我孫子・鎌ヶ谷

<参考>スポーツに関する事務を市長部局で所管（管理執行）する方式について

区分	内容	
地教行法に基づく特例条例の制定による事務の移管	根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項
	方式	条例を制定（教育委員会への意見聴取が必要）
	効果	市長が事務の管理執行権を有し、法的効果も市長に帰属する（教育委員会には事務の管理執行権がなくなる）
	職員	市長の指揮監督を受ける
地方自治法に基づく補助執行（市長部局の職員に教育委員会の事務を補助執行させる）	根拠	地方自治法第180条の7
	方式	市長との協議に基づき、教育委員会規則を制定
	効果	教育委員会が事務の管理執行権を有し、法的効果も教育委員会に帰属する
	職員	スポーツに関する事務を執行する上では、市長部局の職員であっても、教育委員会の指揮監督を受ける
地方自治法に基づく事務の委任（市長部局の職員に教育委員会の事務を委任する）	根拠	地方自治法第180条の7
	方式	市長との協議に基づき、教育委員会規則等を制定
	効果	教育委員会の委任を受けた市長部局の職員（副市長など）が事務の管理執行権を有し、法的効果は教育委員会に帰属する
	職員	スポーツに関する事務を執行する上では、事務の委任を受けた職員（副市長など）の指揮監督を受ける